

## 前橋市放課後留守家庭児童クラブ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、昼間保護者のいない家庭の小学校又は義務教育学校の前期課程（以下「小学校等」という。）に就学している児童（以下「放課後留守家庭児童」という。）等の育成・指導に資するため、遊びを主とする健全育成活動を行う地域組織としての児童クラブを設置し、児童の健全育成の向上を図る事業に必要な事項を定めるものとする。

(事業主体)

第2条 この事業の実施主体は、前橋市とする。

(事業)

第3条 児童クラブは、家庭との連携を図りつつ、児童の保護及び遊びを通じての育成指導を図るため、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定に関すること。
- (2) 遊びの活動への意欲と態度の形成に関すること。
- (3) 遊びを通じての自主性、社会性及び創造性の向上に関すること。
- (4) 児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡に関すること。
- (5) 家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援に関すること。
- (6) その他児童の健全育成上必要な事業に関すること。

(対象児童)

第4条 児童クラブの対象児童は、前橋市内の小学校等に就学している放課後留守家庭児童とする。ただし、健全育成上特に指導を要する児童も加えることができる。

2 児童クラブの収容人数に余裕がある場合は、前橋市外の小学校等に就学している放課後留守家庭児童も対象児童とすることができる。ただし、第10条に規定する委託料や補助の対象外とする。

3 対象児童の算出は、児童クラブに利用の登録をし、かつ継続的に利用する者で、毎日利用する児童の人数に、一時的に利用する平均利用人数を加えることとする。なお、平均利用人数は、登録時の利用希望日数を基に算出するものとする。

(支援の単位)

第5条 対象児童に対する支援の単位は、おおむね次のとおりとする。ただし、職員の確保が困難な場合、施設上分割が困難な場合など体制が整えられない場合は、この限りでは無い。

対象児童の数	支援の単位の数
1人から40人まで	1
41人から70人まで	2
71人から100人まで	3
101人から130人まで	4

※ 以下、30人増えるごとに、支援の単位を1増加するものとする。

2 土曜日など利用している児童が少ない時間帯は、支援の単位の数を減らして、運

営することができる。

(開所日及び開所時間)

第6条 児童クラブは、次に掲げる日を除き、毎日開所するものとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日まで

2 児童クラブの開所時間は、おおむね次のとおりとする。

(1) 小学校等登校日 下校時から午後6時まで（3時間以上）開所しなければならない。また、午後6時以後も開所するよう努めなければならない。

(2) 学校休業日は、午前8時30分から午後6時まで（8時間以上）開所しなければならない。また午前8時30分以前及び午後6時以後も開所するよう努めなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、利用が無いことが確認できた場合は、事前に利用者に周知したうえで、開所日及び開所時間を変更することができる。ただし、1年につき250日以上開設するものとする。

4 第1項の規定にかかわらず、市長がやむを得ないと認める場合は、臨時に閉所することができる。

(職員体制)

第7条 児童クラブは、支援の単位毎に、次に掲げる職員を雇用するものとする。

(1) 常勤職員 1名以上

(2) 非常勤職員又は臨時職員 必要数

(3) 障害児受け入れ担当職員 必要数

2 常勤職員は、児童の育成に関する知識と経験を有する専任の職員とし、放課後児童クラブ運営指針（平成27年3月31日雇児発0331第34号）第3章に規定する育成支援に関する主たる担当として従事しなければならない。また、勤務時間は、週30時間以上とする。

3 利用する児童が1名以上いる時間帯については、支援の単位ごとに、職員を2名以上配置しなければならない。

(委託)

第8条 市は、第3条に定める事業（以下「児童クラブ事業」という。）を適切かつ効果的に実施するため、児童クラブを設置する地域ごとに、自治会、民生委員・児童委員、青少年健全育成会等の地域児童福祉、児童健全育成団体の代表者等のなかから市長の委嘱を受けた地域児童クラブ運営委員により構成された、地域児童クラブ運営委員会に対し児童クラブ事業を委託することができる。

2 前項に規定するもののほか、次の要件を満たし児童クラブ事業を行う公益法人等または保護者等民間有志により設立された児童クラブ（以下「民間児童クラブ」という。）に対し、児童クラブ事業の一部を委託することができるものとする。

(1) 放課後留守家庭児童等がおおむね10人以上確保でき、かつ、継続して事業を実施できる見込みがあること。ただし、当該小学校区域内に唯一設置された放課後児童クラブの場合は、この限りではない。

(2) 政治上又は宗教上の組織に属さないこと。

(3) 市の施策や計画に適合していること。

3 前項に規定する公益法人等とは、社会福祉法人、学校法人、及び放課後児童健全育成事業を実施する一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人のことをいう。

(受託申込み等)

第9条 児童クラブ事業を受託しようとする地域児童クラブ運営委員会及び民間児童クラブ（以下「児童クラブ等」という。）は、別に定める期日までに放課後留守家庭児童クラブ事業受託申込書（様式第1号）により市長に申込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、当該申込みの内容を審査し、委託の可否を決定する。

3 市長は、委託の決定をしたときは、放課後留守家庭児童クラブ事業委託決定通知書（様式第2号）により、児童クラブ等に通知するものとする。

4 前項の規定による通知を受けた児童クラブ等は、通知を受けた日から1週間以内に放課後留守家庭児童クラブ事業委託契約を締結するものとする。

5 第2項の規定による申込みの内容に変更が生じた場合は、放課後留守家庭児童クラブ事業受託内容変更届（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

6 委託を受けた児童クラブ等は、受託期間終了後速やかに放課後留守家庭児童クラブ事業報告書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(委託料等)

第10条 市長は、前条第2項の規定により委託を決定した地域児童クラブ運営委員会に対し、別に定める委託料を支払うものとする。

2 市長は、前条第2項の規定により委託を決定した民間児童クラブに対し、国の基準による委託料を支払うものとする。

3 市長は、前項に規定する委託料のほかに、予算の範囲内で民間児童クラブに対し運営費等の一部を補助することができる。なお、補助金の交付要項は別に定める。

(指導、助言等)

第11条 市長は、事業を委託した児童クラブ等に対し、指導及び助言等を行うことができる。

2 委託を受けた児童クラブ等は、事業の目的達成のために市長が行う調査等に協力しなければならない。

3 委託を受けた児童クラブ等は事業の実施にあたり、前橋市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年前橋市条例第36号）を遵守することとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。